

# 入札閲覧設計書に関する質問回答等取扱要領

## 1 目的

この要領は、小松市の発注する建設工事及び測量等業務（以下「建設工事等」という。）について、入札契約手続における透明性、公平性を図る観点から、入札閲覧設計書に関する質問書の提出及び質問書の回答等に関する必要な手続を定めることを目的とする。

## 2 対象工事

原則として、全ての建設工事等について適用するが、閲覧期間の極めて短いもの等、この要領によることが適当でないと考えられるものは対象から除くことができる。

## 3 質問書の提出

入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、入札閲覧設計書（積算設計書、図面、数量計算書、仕様書等）に関して質問がある場合は、次に定めるところにより質問書を提出することができるものとする。

### (1) 提出方法

様式1の書面を管財課契約担当へ電子メールで送信すること。

### (2) 提出期限

条件付き一般競争入札（以下「一般競争入札」という。）については、入札公告にあらかじめ定める期限（以下「質問提出期限」という。）まで、その他については、入札日（電子入札にあっては開札日）前5日まで（小松市の休日を定める条例（平成2年3月26日条例第1号）第1条第1項に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。）とする。

## 4 質問への回答

### (1) 質問回答書の作成

質問書の受領後は、工事担当課へ質問書を送付し、工事担当課が質問回答書（様式2）を作成し、回答期限前日までに管財課契約担当へ送付するものとする。

なお、類似する複数の質問については、一括して回答できるものとする。

### (2) 質問への非回答

質問提出期限を過ぎて提出された質問には回答しない。

## 5 回答方法等

(1) 質問への回答期限は、質問提出期限の日から起算して3日（休日を除く。）以内とする。ただし、回答に日数を要する場合はこの限りではない。

(2) 質問書の回答は、一般競争入札の場合にあっては、行政管理部管財課ホームページにおいて公開し、その他の場合にあっては、ファクシミリ等で入札参加者へ質問回答書を送付することにより行うものとする。

附 則

(施行期日)

1 本要領は、平成21年7月1日から施行する。

附 則

平成24年4月1日一部改正

附 則

令和2年4月1日一部改正

附 則

令和4年4月1日一部改正

様式1

入札閲覧設計書に関する質問書	
工 事 名 業 務 名	
質 問 者 名	会社名： 代表者名： 連絡先： 電話                      FAX 質問者：
開札予定日	令和 年 月 日（ ）
提出年月日	令和 年 月 日（ ）                      質問提出期限までに提出のこと。
質 問 事 項	

注) 1 質問書は、管財課（契約担当）へ電子メールで送信すること。

メールアドレス [kanzaika@city.komatsu.lg.jp](mailto:kanzaika@city.komatsu.lg.jp)

2 質問提出期限を過ぎて提出されたものには回答しない。

様式2

担当課名 \_\_\_\_\_

回答者名 \_\_\_\_\_

入札閲覧設計書に関する質問回答書	
工 事 名 業 務 名	
開札予定日	令和 年 月 日 ( )
提出年月日	令和 年 月 日 ( )
質 問 事 項	回 答